

株式会社タカ・クリエイト「岩手九戸風力発電事業環境影響評価
方法書」に対する勧告について

令和5年9月7日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、岩手九戸風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社タカ・クリエイトに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、岩手県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：岩手県九戸郡洋野町及び軽米町
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大46,200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和5年3月14日
住民意見の概要等受理	令和5年5月22日
岩手県知事意見受理	令和5年8月25日
経済産業大臣勧告発出	令和5年9月7日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤
電話03-3501-1742（直通）

株式会社タカ・クリエイト「岩手九戸風力発電事業環境影響評価
方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水質の調査に当たっては、近年の局所集中的な降雨も踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 岩手県において平成20年9月に国内初のイヌワシのバードストライクが発生していることの教訓を踏まえ、希少猛禽類の調査に当たっては、適切な調査地点及び時期を選定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 魚類の調査について、対象とする種の特性も踏まえ、適切な調査時期を設定すること。

(岩手県知事からの意見書の写しを添付)